

北海道昆布漁業略年表（二）

田 沢 伸 雄

西 歴	年 号	月 日	事 項
一九一三	大正 二	七・二八	日高国様似郡管内、幌満両村、昆布採取規約を定め雑藻駆除を規定す。
一九一四	三	七・二八	第一次世界大戦始まる（八月二三日、我が国対独宣戦布告）。
一九一五	四	三・三一	北海道漁業取締規則を改正。
一九一六	五	六・三〇	農商務省、水産組合規則を公布。
一九一七	六	一一・六	北海道水産物製造取締規則を改正し、北海道水産製品取締規則として公布。
		一・一	浜中村で昆布礁築設のため五年間投石事業実施を決議したが、組合内紛争のため実施できず。
		三・二四	北海道地方税賦課規則改正。北海道地方税取締規則公布。
一九一八	七	九・一二	大蔵省、金貨幣、金地金輸出入取締令を公布（金本位制の停止）。
		五・一	日高漁業組合連合会設立。
		一一・一一	ドイツ、連合軍と休戦条約調印。第一次世界大戦終る。
一九一九	八	三・九	水産税の課税基準を改訂（全て値上げする）。
			この頃より中国の排日運動活発となる。
一九二〇	九	一・九	北海道水産製品取締規則改正。
		二・一	北海道漁業取締規則改正。
一九二一	一〇	四・九	水産会法公布。
一九二二	一一	一一・七	七月胆振に、八月室蘭市に、それぞれ本道で最初の水産会が設立される。
一九二三	一二		北海道水産会設立（一一月二五日設立総会）。
			天塩、石狩、小樽市をはじめ道内各郡市に水産会が設立される。
			道内で産出される水産物の検査は、本年より漸次郡市水産会に移管されたので、道庁は地方費より補助金を交付し、検査事業の助長をはかる。

一九二五	一四	四・一	農商務省を廃止し、農林省、商工省を設置。
一九二六	昭和一五	六・二六 四・二四	農林省、漁業共同施設奨励規則を公布。これにより増養殖事業に国費補助の途が開かれる。 農林省、水産増殖奨励規則を公布。
一九二七	二	四・七	本道海産物の対支輸出の正常な振興をはかるため、根室物産商組合、小樽海産商同業組合及び函館海産商同業組合が出資し、これに道庁からの補助金を加え、上海貿易調査所を開設する。 北海道地方税規則を公布。
一九二八	三	二・一五	この年より、北水試の長峰千山、福田亮三両技手、有用海藻類（アワビを含む）を対象に全道沿岸の浅海増殖適地調査を開始、昭和九年終了。
一九二九	四	六・一七	この年の昆布生産量は七二万五、八〇九トン（生重量）、史上最高の生産量である。
一九三〇	五	一〇・二四 一二・二七 一・一一 三・	北海道漁業取締規則を全面改正して公布。 駒ヶ岳大爆発、周辺町村に大量の降灰あり、沿岸の昆布漁場壊滅に頻す。 ニューヨーク株式市場大暴落、世界恐慌始まる。 北海道庁、駒ヶ岳噴火災害復旧補助規程を公布。 金輸出解禁（金本位制に復帰）。
一九三一	六	七・三一 九・一八 一一・三〇 一二・一三	駒ヶ岳噴火による昆布礁災害復旧事業として投石事業始まる。昭和八年三月終了。総事業費九万九、九九一円、投石個数四二万七、五〇〇個、造成面積二七万八、五三九坪。 この年、世界恐慌日本に波及（昭和恐慌、不況状態は昭和七年頃まで続く）。 根室、釧路国両支庁管内及び釧路市を地区として、根室町に北海道昆布輸出組合設立認可、一月一日より事業開始。 満州事変始まる。 中国の日貨排斥により、昆布、海參、貝柱、鰯などの輸出が途絶する。 昆布地帯の漁業者、政府並びに道庁に対し、「対支貿易昆布ニ対シ補償法設定方」を陳情するも実現せず。 金輸出再禁止を閣議決定、金本位制の停止、管理通貨制へ移行。 この年、苫前漁業組合は昆布礁造成のため、試験的にコンクリート製石材並びに間知石約一、〇〇〇個を字アチャナイ沖、水深一尋のところに投入する。昆布礁造成にコンクリート・ブロックを使用した始めての確実な記録である。

西 歴	年 和	月 日	事 項
一九三二	昭和七	三・二六 八・一 一〇・三	北海道地方税条例を公布。 農林省、水産増殖奨励規則を改正し、対象種に昆布を含め九種を追加。 北海道庁、臨時漁村振興土木事業補助規定を公布。この規定は経済恐慌の進展に加え、沿岸漁業の凶漁が続いたため、漁村における失業者を救済するため施行されたものである。 農林省、農山漁村経済更生計画助成規則を公布し、道府県に農山漁村経済更生計画に関する件を通達する。
一九三三	八	三・二七 三・二九 三・三一	政府、国際連盟脱退を通告。 漁業法改正公布（九年八月一日施行）。 北海道庁、北海道水産物検査規則を公布。これにより、水産製品検査は郡市水産会から道庁に移管し、道営検査となる。北海道水産物検査所が発足する。
一九三四	九	三・二九 五・一〇 四・一	この年、日高昆布の取扱いをめぐり、買付問屋の集りである函館海藻移出組合及び委託問屋の集りである函館海産委託販売組合が結成される。 輸出水産物取締法公布（五月二〇日施行） 輸出水産物検査規則公布。 函館海藻移出組合解散。
一九三五	一〇	五・一 七・一	大北水産、海藻部を設ける。 日高漁業組合連合会と大北水産海藻部の間で、組合の統制した長切昆布の一手売買契約を結ぶ。
一九三六	一一	六・二三 七・二八	農林省、農山漁村経済更生特別助成規則を公布。 農林省、水産物加工改良奨励規則を公布。 北海道庁は、この年より第二期拓殖計画の一環として、魚礁の築設及び飼付並びに浅海水族の増殖を奨励するため、水産増殖奨励補助を実施。昭和一五年までの五年間に一〇八件の事業に対し六万五、五七一円の奨励金を交付した。
一九三七	一二	三・一 五・一七 七・七 八・五	大北水産と日本水産が合併、大北水産海藻部は解散。 北海道漁業組合連合会設立認可。 蘆溝橋で日中両軍衝突（日中戦争始まる）。 この日より九月五日までの一ヶ月間、道南及び日本海方面で水産局創案の岩面撞破機を使用し

一九三八	一三	九・一 一〇・九 三・一八 七・一六 八・八	ての浅海増殖講習会を実施。 小樽の昆布問屋、利尻、礼文両島の産地業者と共に利礼物産共営会を結成。 日本水産、函館海産委託販売組合と提携して、日高、十勝産昆布の統制をはかるため昆成会を結成。 漁業法改正公布。 日高産昆布取引懇談会が札幌市で開催される。 日高漁業組合連合会と日高昆布販売組合（日本水産と函館商人により結成）は日高、十勝産昆布の販売統制のため売買契約を結ぶ。 道漁連も参加して全国漁業組合連合会が発足する。 函館昆布共販組合設立。 八雲漁業組合、ハシノスベツ川沖に昆布礁築設のため投石を行う。同組合としては初の試みである。
一九三九	一四	二・九 三・三〇 三・一 八・二七	北水試の森、安藤両氏、余市地先でコンクリート製昆布礁の試験を行う。 農林大臣の設立命令により、日本輸出海産物水産組合を設立する。 地方の漁業組合連合会は三月末で解散し、一切の事業は道漁連に移管される。 日本輸出海産物水産組合の指定機関として日本海産物販売会社を設立。同会社は北海道海産物輸出組合、北海道昆布輸出組合など五組合が設立した日本海産物輸出組合連合会と協議のうえ、輸出統制を行う。
一九四〇	一五	二・二〇 七・二八 九・一五 一〇・二五	昆布の集荷、販売統制のため 全漁連の系統機関として全国昆布販売組合連合会が設立される。 桧山水産会、岩面撿破機を購入し管内一円の昆布、若布、ふのり礁の雑藻駆除を行う。 全昆連の昆布統制に反対して全国昆布卸商業組合連合会が設立される。 函館市において昆布中央販売協議会を開催。 全昆連と全商連、札幌市において両者の合流調印式を行う。 日本昆布海藻配給組合創立総会を函館市にて開催（全国生産昆布の一元集配機構で本部を函館市に置く）。
一九四一	一六	四・一	生活必需品物資統制令公布。本令を根拠に各種統制規則の改廃を行う。 鮮魚介配給統制規則公布。

西 歴	年 号	月 日	事 項
一九四二	昭和一七	一一・二二 一二・八 一・七 二・一 三・四 三・七 五・一〇 五・二〇 七・一〇 九・二〇	国民勤労報国協力令公布。徴用により漁村の労力不足が目立つようになり、昆布の生産量も減少する。 米英両国に宣戦布告（太平洋戦争始まる）。 水産物配給統制規則公布。 水産物配給統制要綱制定。 北海道庁、北海道水産物配給統制規則を公布。 鮮魚介配給統制要綱制定。 北海道庁、北海道鮮魚介配給統制規則を公布。 水産統制令公布。 農林省、昆布、いか製品の配給統制機構として、日本海産物配給株式会社の設定を決定。 日本昆布海藻配給組合の業務を八月末現在で打ち切り、その後の業務を日本海産物配給（株）に移管する。
一九四三	一八	一〇・―― 三・一一 九・二五	北水試、有珠で砂地に昆布礁を造成するためイズコ式の築磯試験を行う。 水産業団体法公布。 水産業団体法により、中央水産業会設立（全漁連を継承）。 水産業団体法により、北海道水産業会設立（道漁連を継承）。鮮魚介の集出荷統制機関に指定される。
一九四四	一九	一・一〇 三・――	日本海産物配給（株）解散。海産物の集荷配給に関する統制業務一切を中央水産業会に移管する。
一九四五	二〇	三・一 八・一五 九・一二 九・二七 一一・二〇 三・三	重要水産物生産令公布。緊迫化した時局下での水産物の生産確保を目的としたもので、水産要員の指定、生産からの離脱禁止などが含まれる。 ポツダム宣言を受諾、第二次世界大戦終る。 水産統制令廃止。 占領軍、漁業の操業許可海域（マッカーサー・ライン）を設定。 政府、水産物に対する価格、配給の統制を全面的に撤廃する。 物価統制令公布。
一九四六	二一		

一九四七	二二	三・一六 九・二七 一〇・一 四・一六	水産物統制令公布。前年の統制撤廃により、国民の経済生活が悪化したため取られた措置で、この統制は昭和二五年四月まで続く。 府県制を道府県制と改め、北海道会法、道地方費法を廃止。 臨時物資需給調整法公布。 鮮魚介配給規則公布。
一九四八	二三	八・一 二・一五	加工水産物配給規則公布。同規則の施行により水産物統制令は廃止。 水産業協同組合法公布（二四年二月一五日起施行）。同法の施行により昭和一八年公布の水産業団体法は廃止。
一九四九	二四	七・一五 一〇・一四 一〇・一五 一一・一	昭和三年六月、昆布業会は昆布の統制撤廃に関する請願を政府に提出するとともに、統制撤廃を関係機関に働きかけた結果、ここに昆布の配給、価格の統制が解除される。 北海道水産業会解散。 北海道漁業協同組合連合会及び北海道信用漁業協同組合連合会が発足。 北水試の木下技師、有珠産マコンブを用い落葉丸太に人工採苗し、余市前浜で昆布育成試験を行う。
一九五〇	二五	四・一	改正漁業法公布（二五年三月一四日施行）。
一九五一	二六	七・一 七・三 二・一七	北海道は、この年から投石などの浅海増殖事業に補助金を交付する。本年は投石一七件、事業費五六七万九、二四二円に対し、一三一万〇、三三八円の補助、また、岩礁爆破二件、事業費四二万五、八四五円に対し、一〇万九、二六五円の補助、その他貝類の増殖、魚礁等に対する補助あり。 政府は水産物に対する配給、価格の統制を全て撤廃する。 函館海産物取引所が開設され初立会を行う。 小樽商品取引所が開設され、一年ぶりに取引を再開する。 水産資源保護法公布（二七年六月一六日施行）。
一九五二	二七	二・二四 四・二五 一〇・二五	この年より浅海増殖振興第一期計画（昭和三〇年までの五ヶ年）が実施される。 北海道漁業調整規則公布。この規則の施行により北海道漁業取締規則、北海道藻類保護規則等は廃止。 マッカサー・ライン撤廃される。 全国漁業協同組合連合会設立。戦前の全漁連（昭和十三年一〇月二七日設立）は戦時中、中央水産業会となり、戦後（昭和二年一月一四日）閉鎖機関に指定されている。

西 歴	年 号	月 日	事 項
一九五五	昭和二九 三〇	八・一九 六・二九	この年から浅海漁場開発費補助として、浅海増殖事業に対する国費の補助が始まる。 北海道水産部、この年から全道沿岸の浅海増殖適地調査を開始、昭和三七年まで一〇ヶ月間継続、また、投石等の各種増殖事業の効果調査も始まる。 道漁連の主唱により北海道昆布共販協議会が発足する。 昭和八年に発足した水産物検査所は廃止され、水検本所は水産部水産製品課となり、支所、派出所は各支庁に統合される。
一九五六	三一	一二・一二	北海道水産会設立。
一九五七	三二	一一・	この年、虻田漁協で角型コンクリート・ブロック（縦五八浬、横五八浬、高さ四八浬）による昆布礁を造成、翌三二年には八角型（径六二浬、高さ四四浬）と円筒型（径六三浬、高さ四八浬）コンクリート・ブロックを使用する。 北水試の川合、橋場両氏、砂礫地帯での昆布養殖を目的に浮延縄養殖法及び地場延縄養殖法により養殖試験を行う。
一九五八	三三	四・一五 六・四	尾札部村見日漁協の昆布漁場造成事業で岩礁爆破作業中にダイナマイトの誤爆事故が発生、四名死亡。 この年より浅海増殖振興第二期計画（昭和三六年までの五ヶ年）が実施される。 北海道沿岸漁家経済振興促進助成条例公布。 ソ連の監視船が貝殻島周辺で昆布漁船五隻を拿捕。以後、この水域でソ連による漁船の拿捕が相次ぐ。
一九五九	三四	六・二八	北海道昆布共販協会設立。本協会は昭和二九年に発足した昆布共販協議会を改組したものである。
一九六〇	三五		この年より、浅海増殖開発事業に引き続き、沿岸漁業振興対策事業が始まる（昭和三六年まで）この頃から藁縄を用いた延縄式による昆布養殖試験が始まる。
一九六一	三六	五・ 一一・	北海道指導漁業協同組合連合会設立。 南茅部町安浦地区で岩礁爆破作業中にダイナマイトの誤爆事故が起り、死者一名、重傷者三名を出す。また、枝幸町でも誤爆事故により潜水夫が死亡。 この年より、北海道水産部は海藻類養殖企業化試験を市町村への委託事業として開始（昭和四

一九六二	三七	六・一九	二年まで)。 沿岸漁業構造改善促進対策要綱制定される。これにより、本年度より第一次沿岸漁業構造改善事業が進められる(一〇ヶ年計画)。
		九・二	貝殻島の代替昆布礁造成のため齒舞沖でコンクリート・ブロックの投入が始まる。当時、貝殻島周辺で昆布漁船の拿捕事件が頻発したため、貝殻島に代る昆布漁場の造成を計画、昭和三十六年から三ヶ年計画で実施する予定であったが、三十六年度分は三十七年に繰越し、実際は三七、三八年の二ヶ年で事業費六、三六三万八、三三〇円、コンクリート・ブロック三万三、二〇〇個を沈設した。
		九・一一 九・一八	漁業法改正公布(三八年二月一日施行)。 海苔、昆布、若布の種苗供給、養殖試験及び養殖技術の普及指導を目的とした北海道有珠海そう類人工採苗場が伊達町有珠に開設する。
一九六三	三八	六・一〇 六・一九 八・一	貝殻島昆布採取に関する日ソ民間協定成立。 貝殻島周辺へ昆布採取船二三〇隻が出漁。 沿岸漁業等振興法公布。
一九六四	三九	四・一 四・二九 一一・一二	昭和三四年から三十七年まで北水研が昆布の成長に及ぼす尿素肥料の試験を行い、その結果、東洋高庄工業株式会社が海藻類用固型肥料を開発し、道内各地の昆布漁場で現場試験を行う。しかし、その効果は漁場によって大きな差異があり、肥料の効果として特定できないこと、また、経済性に問題があること等から、昭和四二年二一地区で九三トンの使用を最高に以後逐年減少した。北海道有珠海そう類人工採苗場は道立中央水産試験場有珠分場となる。
			貝殻島昆布採取に関する日ソ民間協定延長交渉妥結調印。
			北海道、従前の北海道漁業調整規則を全面改正し、海面及び内水面それぞれの漁業調整規則として公布。
一九六五	四〇	五・一二 一一・二六	貝殻島昆布採取に関する日ソ民間協定延長交渉妥結調印。本年より有効期間を二ヶ年とする。 北海道サロマ海そう類人工採苗場が常呂町栄浦に開設する。
一九六六	四一		北水研の長谷川由雄博士、この年より四ヶ年計画で昆布の促成栽培技術開発試験を始める。
一九六七	四二	五・一五	貝殻島昆布採取に関する日ソ民間協定延長交渉妥結調印。 浜中漁協が昆布乾燥のため乾燥機を導入する。以後、各地で乾燥機の導入が進む。

西 歴	年 号	月 日	事 項
一九六八	昭和四三	一一・八	北海道水産資源技術開発協会設立。 利尻島において寄り昆布を利用した根縛りによる養殖技術が開発される。 貝殻島昆布採取に関する日ソ民間協定延長交渉妥結調印。 この年より、北海道補助事業として養殖による上質コンブ増産特別対策事業を実施。四四年は道単独補助、四五年から四八年までは構造改善事業として国費も導入される。 第二次沿岸漁業構造改善事業促進対策要綱が定められる。これにより、昭和四六年度から一〇ヶ年計画で第二次沿岸漁業構造改善事業が進められる。 この年、噴火湾で養殖昆布に大量のコケムシが附着し、昆布養殖に大打撃を与える。 浦河漁協の岩礁爆破事業で誤爆事故、死者一名、重傷者一名を出す。 貝殻島昆布採取に関する日ソ民間協定延長交渉妥結調印。本年より有効期間が一ヶ年に短縮される。
一九六九	四四	四・一九	
一九七〇	四五	一二・一二	
一九七一	四六	六・二	
一九七二	四七	九・二二 一〇・一 六・七	
一九七三	四八	五・一七	貝殻島昆布採取に関する日ソ民間協定延長交渉妥結調印。 北海道昆布共販協会の中核である道漁連が同協会を脱退。 貝殻島昆布採取に関する日ソ民間協定延長交渉妥結調印。 沿岸漁場整備開発法公布。 貝殻島周辺の昆布資源に関して日ソ専門家会議を東京で開催（二九日まで）。 この年、羅臼町沿岸の養殖昆布にヒドロ虫類が大量に附着し養殖漁家に大打撃を与える。 この年以降、南茅部町の養殖昆布生産量は天然昆布の生産量を上回る。 貝殻島昆布採取に関する日ソ民間協定延長交渉妥結調印。 沿整事業の一環として昆布を対象とした大規模増殖場造成事業が戸井町で始まる。以後五二年尻岸内、羅臼、五四年浦河、五五年稚内、五七年宗谷、五八年三石、五九年礼文、散布、六〇年
一九七四	四九	五・七 九・二七	
一九七五	五〇	五・八	

一九七六	五一	四・二〇 五・五	函館、礼文で、いずれも三ヶ年計画で実施。 沿岸漁場整備開発七ヶ年計画（第一次沿整計画）閣議決定。 貝殻島昆布採取に関する日ソ民間協定延長交渉妥結調印。 ソ連二〇〇海里漁業水域設定に関するソ連最高会議幹部会令を發布、五二年三月から実施。 これにより、貝殻島周辺での昆布採取は不可能となる。 漁業水域に関する暫定措置法（二〇〇海里漁業水域の設定）及び領海法（三海里から一二海里に拡大）公布、七月一日施行。
一九七七	五二	五・二	
一九七九	五四	六・二七 一〇・一 一二・一	貝殻島周辺における昆布採取が不可能となったことにより、根室半島太平洋側で大規模な昆布漁場造成が始まる。五二年から五四年までの三ヶ年で自然石二六万五、〇〇〇立方米を沈設、五三ヘクタールの漁場を造成、この事業費は一六億八、一三二万二、〇〇〇円。 新沿岸漁業構造改善事業促進対策要綱が定められる。 北海道栽培漁業振興公社設立。
一九八〇	五五	一・三一	
一九八一	五六	五・二〇	北海道水産資源技術開発協会解散、業務を北海道栽培漁業振興公社に引継ぐ。 この年、利尻島で養殖昆布にヒドロ虫類が大量に附着し、養殖漁家に大きな打撃を与える。 北海道サロマ海藻類人工採苗場廃止。 北海道水産物検査協会設立。昭和八年に開始された昆布の道営検査は道条例に基づいた民営自主格付検査となる。
一九八二	五七	八・二五 九・一 四・一六	
一九八三	五八	五・一四 六・一 五・一三	日ソ民間貝殻島昆布採取協定延長交渉妥結調印。 日ソ民間貝殻島昆布採取協定延長交渉妥結調印。本年より昆布採取船四五隻の増隻が認められ三七五隻となる。
一九八四	五九	六・一一 五・一七	
			沿岸漁場整備開発法改正公布、即日施行。 日ソ民間貝殻島昆布採取協定延長交渉妥結調印。

西 歴	年 号	月 日	事 項
一九八五	昭和六〇	一一・三 五・三一 八・二三	齒舞漁協で無線遠隔操作の水陸両用ブルドーザを用いて昆布漁場の雜澤駆除を行う。 日ソ民間貝殻島昆布採取協定延長交渉妥結調印。 昆布の消費拡大を図るため、全道漁協組合長会議で北海道昆布普及協議会の設置を決める。 本年度の生産地における昆布値決めは、昆布の消費停滞と過剰在庫により難航を重ね、全道平均単価は前年の三割強の安値となる。

(たざわ のぶお 場長)